

○阪南市地域交流館条例施行規則

平成 2 5 年 6 月 1 1 日

規則第 2 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、阪南市地域交流館条例（平成 2 5 年阪南市条例第 2 0 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 阪南市地域交流館（以下「交流館」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 1 0 時までとする。

2 前項の開館時間は、市長が、特に必要と認めるときは、変更することができる。

(休館日)

第 3 条 交流館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日

(3) 前号に掲げる休館日が、月曜日に当たるときは、直近の休館日でない日

(4) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日（第 2 号に掲げる日を除く。）

2 市長が特に必要と認めたときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用許可の申請)

第 4 条 条例第 4 条の規定により、交流館を使用しようとする者は、あらかじめ阪南市地域交流館使用許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、使用しようとする日の属する月の2月前から前日までに行わなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可)

第5条 市長は、交流館の使用を許可したときは、阪南市地域交流館使用許可書兼領収書(様式第2号)を申請者に交付する。

(使用許可の取消し)

第6条 交流館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、その使用の取り消しをしようとするときは、直ちに阪南市地域交流館使用取消申請書(様式第3号)を前条の規定による許可書兼領収書を添えて市長に提出しなければならない。

(令5規則15・一部改正)

(使用時間の定義)

第7条 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

(使用料の減免)

第8条 条例第9条の規定により使用料を減免できる場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合又は額とする。
この場合において、減免する額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体で、生涯学習部が所管等する団体が、その目的を達成するために必要な活動(役員会等の組織の維持運営に必要な活動を含む。)を行うために使用する場合 5割

(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項及び第3項に規定する事業を行う市内の社会福祉法人又は特定非営利活動法人が、その目的を達成するために必要な活動(役員会等の組織の維持運営に必要な活動を含む。)を行うために使用する場合 5割

- (3) 市の補助金を受けている自治会、地域福祉及び防犯・防災団体等が、その目的を達成するために必要な活動（役員会等の組織の維持運営に必要な活動を含む。）を行うために使用する場合 5割
 - (4) 障がい者（児）支援に取り組む活動又は障がい者（児）との交流活動等障がい者（児）の社会参加を促進する活動を行うために使用する場合 5割
 - (5) 国、府、その出先機関又は市が共同設置する機関が主催し、公用又は公益を目的とする活動を行うために使用する場合 10割
 - (6) 指定管理者が施設の設置目的で使用する場合 10割
 - (7) その他市長が減免することを適当と認める場合 市長が別に定める割合又は額
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、阪南市地域交流館使用料減免申請書（様式第4号）を阪南市地域交流館使用許可申請書と同時に市長に提出しなければならない。

（平25規則35・追加、令5規則15・一部改正）

（使用料の還付）

第9条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 非常災害その他の使用者の責めによらない理由によって使用することができなくなったとき。全額
 - (2) 条例第7条第3号の規定により使用許可を取り消したとき。全額
 - (3) 使用日前3日までに使用の取り消しを申し出て、市長が承認したとき。全額
- 2 市長は、前項の使用料の還付をするときは、阪南市地域交流館使用料還付領収書（様式第5号）を交付する。

（平25規則35・旧第8条繰下、令5規則15・一部改正）

（特別の設備）

第 10 条 使用者は、特別の設備を設置する場合は、あらかじめ市長の許可を得なければならない。

2 前項の許可は、第 4 条第 1 項の使用許可申請と同時に行わなければならない。

3 使用者は、第 1 項に規定する設備を設置したときは、使用後直ちにこれを撤去し原状に復さなければならない。

4 使用者が前項に規定する責務を履行しないときは、市長が使用者に代って執行し、その費用を使用者から徴収するものとする。

(平 25 規則 35・旧第 9 条繰下)

(使用者の遵守事項)

第 11 条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく物品等の販売をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (3) 許可なく館内に貼り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (4) 許可なく設備等を使用しないこと。
- (5) 許可なく備品等を移動しないこと。
- (6) 交流館の管理運営上必要な指示に従うこと。

(平 25 規則 35・旧第 10 条繰下)

(入館の制限)

第 12 条 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁止し、又は退館させることができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は危険性のある物品を所持しているとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理運営上支障があると認められるとき。
- (4) その他市長が不適當と認めるとき。

(平 25 規則 35・旧第 11 条繰下)

(指定管理者による管理)

第 13 条 条例第 15 条第 1 項の規定により、交流館の管理を指定管理者に行わせるときは、第 4 条から第 6 条まで、第 8 条第 2 項、第 9 条第 2 項及び第 10 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 指定管理者は、前項の規定により交流館の管理を行うときは、市長の承認を得て、様式第 1 号から様式第 5 号までの様式以外の様式を用いて、第 4 条から第 6 条まで、第 8 条及び第 9 条の規定による申請その他の行為をさせ、又は許可その他の行為をすることができる。

(平 25 規則 35・旧第 12 条繰下・一部改正、令 5 規則 15・一部改正)

(指定管理者の申請資格)

第 14 条 指定管理者の申請ができるものは、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 交流館の管理運営を円滑かつ安定して実施できるもの
- (2) 法律行為を行う能力を有するもの
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないもの
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により一般競争入札等への参加を制限されていないもの
- (5) 条例第 19 条第 1 項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことがないもの
- (6) 国税及び地方税を完納しているもの
- (7) 代表者又は代表者に準ずる地位にある者が本市の市議会議員、市長並びに地方自治法第 180 条の 5 第 1 項及び第 3 項の委員会の委員又は委員でないもの
- (8) 代表者又は代表者に準ずる地位にある者が日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したことのないもの

(平 2 5 規則 3 5 ・旧第 1 3 条繰下、令 5 規則 1 5 ・一部改正)

(指定管理者申請に要する書類)

第 1 5 条 条例第 1 7 条第 2 項の規定による申請書は、阪南市地域交流館指定管理者指定申請書(様式第 6 号)とする。

2 条例第 1 7 条第 2 項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 申請資格を有していることを証する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(平 2 5 規則 3 5 ・旧第 1 4 条繰下・一部改正、令 5 規則 1 5 ・一部改正)

(指定管理者選定委員会)

第 1 6 条 条例第 1 7 条第 1 項の規定による選定及び条例第 1 9 条第 1 項に係る審査を行うため、阪南市地域交流館指定管理者選定委員会を設置する。

(平 2 5 規則 3 5 ・旧第 1 5 条繰下)

(指定管理者の指定等の通知)

第 1 7 条 条例第 1 7 条第 1 項の規定による指定を通知するときは、阪南市地域交流館指定管理者指定通知書(様式第 7 号)によるものとする。

2 条例第 1 9 条第 1 項の規定による指定の取消し又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を通知するときは、阪南市地域交流館指定管理者(指定取消・業務停止)通知書(様式第 8 号)によるものとする。

(平 2 5 規則 3 5 ・旧第 1 6 条繰下・一部改正、令 5 規則 1 5 ・一部改正)

(指定管理者の指定等の告示)

第 1 8 条 市長は、指定管理者を条例第 1 7 条第 1 項の規定により指定したとき、又は条例第 1 9 条第 1 項の規定によりその指定を取り消し

たとき、若しくは管理の業務の全部若しくは一部を停止したときは、その旨を告示するものとする。

(平 2 5 規則 3 5 ・旧第 1 7 条繰下)

(指定管理者の指定期間)

第 1 9 条 指定期間は、5 年を限度とする。

(平 2 5 規則 3 5 ・旧第 1 8 条繰下)

(協定事項)

第 2 0 条 指定管理者として指定を受けたものは、交流館の管理に必要な事項について、市長と協定を締結するものとする。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者に行わせる管理業務の範囲
- (2) 指定管理者が行う管理の基準
- (3) 指定期間に関する事項
- (4) 事業計画に関する事項
- (5) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (6) 市が支払うべき費用に関する事項
- (7) 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- (8) 業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平 2 5 規則 3 5 ・旧第 1 9 条繰下)

(委任)

第 2 1 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平 2 5 規則 3 5 ・旧第 2 0 条繰下)

附 則

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、指定管理者の指定その他の指定管理者による管理のために必要な行為については、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成 25 年 12 月 24 日規則第 35 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 26 日規則第 22 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 28 日規則第 23 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日規則第 15 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第 1 号（第 4 条関係）

下記申請に基づいて次のとおり決定してよろしいか。						
						・ ・
						・ ・
						・ ・

阪南市地域交流館使用許可申請書

阪南市長 様 申請年月日 年 月 日 申請者 住 所 氏名等 電 話 次のとおり申請します。		
使用施設		
使用日時		
使用目的・内容		
使用人数	人	
減免情報		
使用料	円	
その他特記事項		
使用備品		

様式第2号（第5条関係）

阪南市地域交流館使用許可書兼領収書

年 月 日

申請者 住 所

氏名等

次のとおり阪南市地域交流館の使用を許可します。

阪南市長

使用施設		
使用日時		
許可条件等	（使用上の注意） 1 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は停止させることがあります。 （1） 阪南市地域交流館条例又は施行規則に違反したとき。 （2） 管理上、不相当と認めるとき。 （3） 緊急やむを得ない事情により公用でこれを使用する必要があるとき。 2 使用者は、その権利を他人に譲渡し、又は使用させることができません。 3 使用者及び入場者は、地域交流館の使用にあたり職員の指示に従ってください。 4 使用日当日、この許可書兼領収書をご持参ください。	
減免情報		
使用料	円	（領収印）

様式第3号（第6条関係）

下記申請に基づいて次のとおり決定してよろしいか。						
						・ ・
						・ ・
						・ ・

阪南市地域交流館使用取消申請書

阪南市長 様 申請年月日 年 月 日 申請者 住 所 氏名等 電 話 次のとおり申請します。		
使用施設		
使用日時		
使用目的・内容		
使用人数	人	
減免情報		
使用料	円	
その他特記事項		

様式第4号（第8条関係）

下記申請に基づいて次のとおり決定してよろしいか。						
						・ ・
						・ ・
						・ ・

阪南市地域交流館使用料減免申請書

阪南市長 様 申請年月日 年 月 日 申請者 住 所 氏名等 電 話 次のとおり阪南市地域交流館使用料の減免を申請します。						
使用年 月日	使用時間	使 用 目 的・内容	使用施設	使用料 (円)	減 免 額 (円)	減免後使 用料(円)
減免 理由				使用料の合 計額		
				減免額の合 計額		
				減免後の使 用料の合計 額		

様式第 5 号（第 9 条関係）

阪南市地域交流館使用料還付領収書

年 月 日

阪南市長 様

領収金額	円
------	---

上記金額を領収いたしました。

受領者

明細	
施設名称	
使用日時	
振替還付済額	円
入金済額	円

様式第 6 号（第 15 条関係）

阪南市地域交流館指定管理者指定申請書

年 月 日

阪南市長 様

申請者 所在地

名称

代表者



阪南市地域交流館条例第 17 条第 2 項の規定により、阪南市地域交流館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第 7 号（第 17 条関係）

阪南市地域交流館指定管理者指定通知書

年 月 日

所在地

名称

代表者 様

阪南市長



年 月 日付け阪南市地域交流館指定管理者指定申請について、阪南市地域交流館条例第 17 条第 1 項の規定により指定することを通知します。

指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

詳細については、協議の上、別に定めるものとする。

様式第 8 号（第 17 条関係）

阪南市地域交流館指定管理者（指定取消・業務停止）通知書

年 月 日

所在地
名 称
代表者 様

阪南市長



年 月 日付け阪南市地域交流館指定管理者の指定については、阪南市地域交流館条例第 19 条第 1 項の規定により、（指定を取消し・業務の全部を停止・業務の一部を停止）することを通知します。

1 指定取消・業務停止事項

2 指定取消・業務停止理由

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、阪南市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。

また、前記の審査請求をしなくても、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、阪南市を被告として（訴訟において阪南市を代表する者は、阪南市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 1 号（第 4 条関係）

（令 5 規則 1 5 ・全改）

様式第 2 号（第 5 条関係）

（令 5 規則 1 5 ・全改）

様式第 3 号（第 6 条関係）

（令 5 規則 1 5 ・全改）

様式第 4 号（第 8 条関係）

（令 5 規則 1 5 ・全改）

様式第 5 号（第 9 条関係）

（令 5 規則 1 5 ・全改）

様式第 6 号（第 1 5 条関係）

（平 2 5 規則 3 5 ・旧様式第 5 号繰下・一部改正、令 5 規則 1
5 ・旧様式第 7 号繰上）

様式第 7 号（第 1 7 条関係）

（平 2 5 規則 3 5 ・旧様式第 6 号繰下・一部改正、令 5 規則 1
5 ・旧様式第 8 号繰上）

様式第 8 号（第 1 7 条関係）

（平 2 5 規則 3 5 ・旧様式第 7 号繰下・一部改正、平 3 0 規則
2 2 ・一部改正、令 5 規則 1 5 ・旧様式第 9 号繰上）